



# 为 法 言信託



# 相続をスムーズにする 「遺言」は家族への思いやりです

誰もが、遺産相続が円満に行われることを願っています。

ところが、いざ相続が発生したとき、家族間の協議などに多くの 手間がかかったり、思わぬトラブルが発生したりすることは、少な くありません。

遺言書がない場合には、相続財産の分け方を決める遺産分割協議が必要です。しかし、どうしても協議がまとまらない場合には、家庭裁判所に調停を申し立てるケースもあります。遺言書は、遺された家族がこうした思わぬトラブルに巻き込まれることを防ぐ、重要な役割を果たします。「遺言」は、遺された家族への思いやりなのです。遺言書を通して自身の思いを伝えることを考えてみてはいかがでしょうか。

「NCB遺言信託」はお客さまの立場に立って、じっくりとご相談にお応えし、遺言書の作成、保管、遺言の執行まで、一貫してお手伝いさせていただきます。

# このような方に遺言信託をおすすめします

#### 円満かつ円滑に相続させたい

- ・家族に相続手続きで苦労をさせたくない。
- ・配偶者や子供たちに引き継ぐ遺産を決めておきたい。
- ・夫婦に子供がなく親もいないので、全財産を配偶者に遺したい。

#### ご家族の実情に配慮して遺産分割をしたい

- ・会社を継がせる長男に株式の大半を遺したい。
- ・老後の面倒をみてくれる子供に多く遺したい。

### 相続人以外の方や団体に遺したい

- ・世話になっている長男の嫁にも少し遺したい。
- ・社会貢献のために、公共法人に寄付したい。
- ・法定相続人ではない孫にも遺したい。



#### 遺言でできること

#### 遺言では以下のようなことができます。

※当行がお引き受けできる遺言執行の範囲は、法律により財産に関す るものに限られます。

#### 財産の処分に関すること

- 第三者への財産の遺贈
- ・ 寄付 (社会福祉法人、社会貢献団体など)

#### 相続に関すること

- ・法定相続分と異なる相続分の指定
- ・遺産分割方法の指定(どの財産をどの相続人に)
- ・遺言執行者\*の指定
  - \*遺言書の内容を実現する者を、遺言執行者といいます。 〈NCB遺言信託〉は、お客さまが作成された遺言書の内容を、弊 行が遺言執行者として遺されたご家族に代わって実現いたしま す。

#### 身分に関すること (NCB遺言信託ではお引き受けしておりません)

- ・子の認知
- ・法定相続人の廃除、またはその取消
- ・未成年後見人および未成年後見監督人の指定 等

# 遺言の方式

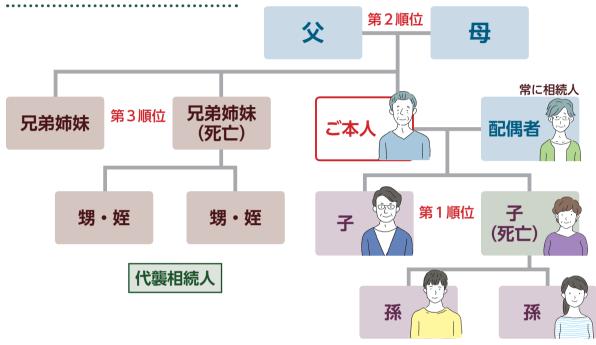
民法が認める遺言の方式のなかでは、一般的に「公正証書遺言」と「自 筆証書遺言 | がよく使われます。相続人間のトラブルを避け、確実に財 産を承継させるには、「公正証書遺言」が優れています。

	公正証書遺言	自筆証	書遺言
	公正証書通言	自宅保管	法務局保管 (※1)
作成方法	・公証役場で証人2名の立会いのもと、遺言の内容を公証人に口授し、公証人が遺言書を作成します。	・全文と日付、氏名をすべて自 ※ただし、財産目録はワープ (各ページに氏名の自署と	『口等での作成可能です。
検※ 認2	・相続発生時、家庭裁判所での「検認」は不要です。	・相続発生時、家庭裁判所での「検認」が必要です。	・相続発生時、家庭裁判所で の 「検認」 は不要です。
長所	・公証人が作成するので内容が明確となり、無効になるおそれがほとんどありません。 ・原本が公証役場に保管されるため、偽造、変造、紛失、隠匿の心配がありません。	<ul><li>・費用がかからず、作成が容易です。</li><li>・誰にも知られずに作成できます。</li><li>・書き換えが容易にできます。</li></ul>	・原本が法務局に保管されるため、偽造、変造、紛失、 隠匿の心配がありません。
短所	・作成に費用がかかります。 ・証人が必要です。	<ul><li>・内容が不明確になりがちで、後日トラブルが起きる可能性があります。</li><li>・形式の不備により無効になるおそれがあります。</li></ul>	・保管手数料等がかかります。 ・法務局は遺言書を外形的に確認するのみです。遺言書の内容や遺言能力の有無の確認は行いません。

- ※1 民法改正により、法務局における自筆証書遺言の保管制度が創設されました。 (2020年7月10日施行予定)
- ※2 検認とは、遺言書の変造や隠匿を防ぐために遺言の現状を確認するとともに、証拠を 保全するための手続きです。遺言書保管者等が相続の開始を知った後、遅滞なく遺言 書を家庭裁判所に開封せずに提出することが必要になります。

# 法定相続人と法定相続分

#### 法定相続人の順位



# 法定相続分と遺留分

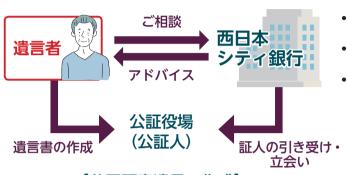
代襲相続人

相続人	法定相続分				相続分    遺留分			
配偶者と子	配偶者	1/2	子	1/2	配偶者	1/4	子	1/4
配偶者と父母	配偶者	2/3	父母	1/3	配偶者	1/3	父母	1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	3/4	兄弟姉妹	1/4	配偶者	1/2	I	姉妹
配偶者のみ全部		部		1/2				
子のみ 全 部 1		1,	/2					
父母のみ		全	部			1,	/3	
兄弟姉妹のみ全部			なし					

子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ複数人いる場合は、上記法定相続分をその人数で按分します。

# NCB遺言信託の概要

### 遺言書の作成



- ・事前のご相談
- ・遺言書作成のお手伝い
- ・公正証書遺言の作成

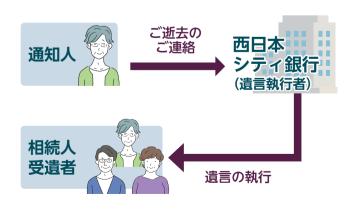
【公正証書遺言の作成】

# 遺言書の保管と定期照会



- ・ 遺言書正本の保管
- ・遺言についての定期的なご照会

### 遺言の執行



- ・ご逝去のご通知
- ・遺言書の開示と遺言執行者への 就任
- ・遺産の調査・財産目録の作成・ 報告
- ・納税資金手当てのアドバイス
- ・ 遺産分割の実施
- ・遺言執行終了の報告

# NCB《遺言信託》のながれ

#### 遺言執行引受予諾業務

財産に関する遺言書作成のご相談から保管、相続手続きの代行までお引き受 けいたします。また、遺言執行者としてご意思を確実に実現します。

お申し込み

お客さまに遺言の内容を確定していただき契約のお申し込みをいただきます。

公正証書遺言の作成

遺言書を作成されるお客さまに、最寄りの公証役場で公正証書遺言を作成して いだだきます。

遺言執行引受予諾契約

当行所定の契約書により、遺言者と当行の間で契約を締結いたします。 相続開始通知者をご指定いただきます。

遺言書の保管

T

公証役場で交付を受けた公正証書遺言の「正本」を当行が大切にお預かりいたし ます。

定期的照会

遺言執行引受予諾契約後は、当行から定期的に財産の異動、相続人・受遺者・相 続開始通知者の住所変更や異動の有無などを照会させていただきます。

相続開始のご通知

遺言者が逝去された場合、お申し込みの際にお届けいただいた相続開始通知者 より当行へ、その旨のご通知をお願いいたします。

遺言の執行

相続開始のご通知をいただきますと、当行は相続人、受遺者の方々に遺言執行者 に就職する旨をご連絡申しあげ、執行を開始いたします(ただし、遺言執行が著 しく困難な場合は、遺言執行者への就職を辞退させていただくこともあります)。 当行は次のことを行います。

- ●相続人、受遺者、対象財産の確認●財産目録の作成
- ●遺産の名義変更、登録、引き渡し手続き

相続税の申告と納付

相続税をご納付いただきます(相続税の申告・納付手続きについては、相続人の みなさまが依頼された税理士が行います)。

遺言執行完了の報告

遺言執行が終わると、「遺言執行顛末報告書」を作成して、各相続人、受遺者にご 報告いたします。

# NCB《遺言信託》の必要書類

#### □遺言信託のお申し込みまでに必要な主な書類

#### ●ご記入いただく書類

ご相談時	遺言信託/お客さまご相談シート(本人確認資料をご用意ください)
お申込時 (ご実印を押印ください)	当行制定の申込書

#### ●ご用意いただく書類

遺言者に関するもの	改製原戸籍謄本、戸籍謄本(出生日以降すべて)、印鑑証明書
推定相続人に関するもの	戸籍謄本、戸籍の附票または本籍地記載のある住民票
受遺者に関するもの	住民票 (法人の場合は登記事項証明書などの確認資料)
不動産に関するもの	不動産登記簿謄本 (登記事項証明書)、固定資産評価証明書、名寄帳、 所在地図、公図、不動産賃貸借契約書、その他不動産関係資料
その他の財産	預貯金・有価証券・火災保険証券、ゴルフ会員権などその他保有財産に 関する資料

(別途、戸籍謄本の取得や相続登記など専門家の司法書士等へご依頼になる場合には、委任状等が必要となります)

### 口ご契約時の主な書類(お申込時の上記書類の他)

#### ●遺言執行引受予諾業務

ご用意いただくもの	公正証書遺言正本
こ用息いたたくもの	印鑑証明書
主なご契約書類	遺言執行引受予諾に関する約定書
土体と突む音類	相続開始通知者承諾書 (「相続開始通知者」 の押印が必要となります)
その他	ご実印、銀行届出印鑑

(注)公証役場でお客さまが公正証書遺言を作成される場合、証人2名以上の立ち会いと別途印鑑証明書等の書類が必要となります。

# 相続手続きのながれ・スケジュール

7日以内

3か月以内

相続

財

産

**の** 

謭

査

把握

役所

死亡

届

の提出

家庭 裁判所

家庭 裁判所

遺言書の確認

遺言書あり

遺言書な

相続 人さまの 調 査 • 確定 (戸籍謄本等の請求

遺言 検認

相続 放棄 限定承 認 単純 承認 の

(被相続人さまのご逝去

相続

の開始

# 円満な相続手続きのポイント

### 死亡届の 提出

市町村役場に 死亡届を提出 します。

#### 相続人の 確認

除籍謄本・改製 原戸籍謄本など を調査のうえ、 民法に基づき相 続人を確定しま す。

# 相続財産の 調査・把握

預貯金・有価証 券・不動産・債 務などを調査し て財産目録を作 成します。

#### 相続の放棄・ 限定承認

期限内に家庭裁 判所に申述する 必要があります。 債務や保証債務 が多い場合は検 討の必要があり ます。

Ť

# 4か月以内

# 10か月以内

税務署

被相続人さまの所得税の申告 1·納付 (準確定申告)

成立

遺産分割協

不成立

税務署

相続

税 の

申告

納付

遺産分割手続

遺産分割協議書 の作成

家庭裁判所の 調停・審判

### 所得税の 申告•納付

「年金と不動産 所得|があった 方などの場合は 4か月以内に申 告の必要があり ます。

### 遺産分割 協議

遺言書がない場 合は、相続人全 員で遺産分割協 議を行う必要が あります。

#### 相続財産の換金・ 名義変更

各金融機関など への所定の手続 きや、相続登記 の法務局への申請により、換金・ 名義変更を行い ます。

#### 相続税の 申告•納付

10か月以内に 申告・納付しま す。延納・物納 を申請する場合 もあります。

#### 公正証書遺言の例

公正証書

# 遺言書見本【抜粋】

本見本はあくまでお客さまに公正証書遺言を イメージしていただくために作成したものです。 くわしくは西日本シティ銀行 本支店担当者までご相談ください。

> ○○地方法務局所属 公証人 〇

> > ○公証役場

₹000 00000000000 00000000000

(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
क क क क	
本公証人は	遺言者○○○○の嘱託により、証人△△△△及
☆ び証人□□□□□	]の立会いをもって、遺言者の口述を筆記し、
この証書を作品	なする。
(25) 유민 (24) (24)	記   13   13   13   13   13   13   13   13
第1条	100 (A) VIII
遺言者は、	目続開始時に有する次の財産を、遺言者の妻○○
第一〇〇(昭和〇年	○月○日生)にすべて相続させる。
1. 不動産	2001 1/23 1/23
(1) 土 地	
所 在	○○市○○町○丁目
迷 地 番	
地目	<b>宅地</b>
地積	○○○. ○○平方メートル
(2) 建 物	05 (1 /G
所 在	○○市○○町○丁目○○○番地
所 在 家屋番号 種 類 構 造	○○○番   Simple   S
□	居宅
構造	
nn	

公 訨 人 役 場

床面積 1階 ○○.○○平方メートル
床面積 1階 ○○.○○平方メートル  2階 ○○.○○平方メートル  2.金融資産  (1) 西日本シティ銀行○支店  中略 ~  第8条  遺言者は、この遺言の実現のために、遺言執行者として次の 者を指定する。なお、遺言執行者は必要と認めたときは第三者 にその任務を行わせることができる。 福岡市○区○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
3 2. 金融資産
具体的に財産内容を (1) 西日本シティ銀行○○支店 明記することが将来の円滑な
第
第 3 3 3 3 3
遺言者は、この遺言の実現のために、遺言執行者として次の
は 第 者を指定する。なお、遺言執行者は必要と認めたときは第三者 第
にその任務を行わせることができる。
株式会社 西日本シティ銀行
本旨外要件
版 第
。 第 3 3 4 4 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
************************************
### ################################
3 3 3 4 4
記 <b>人</b> △△△△ 第
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
体 <del>系统系统系统系统系统系统系统系统系统系统系统系统系统系统系统</del>

<del>(13                                    </del>	
	○○県○○市○○町○丁目○番○号
	証人□□□□
	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
	前記遺言者および証人に読みきかせたところ各自筆記の正
	確なことを承認し、下にそれぞれ署名捺印する。
	$\triangle \triangle  \triangle \triangle \qquad \boxed{EP}$
	この証書は民法第 969 条第 1 号ないし第 4 号の方式によ
	り作成し、同条第 5 号にもとづき本職下に署名捺印する。
	令和○○年○○月○○日
	○○地方法務局所属
	公証人 〇〇〇〇 印
	(付言事項)
	これからも家族で助け合い、皆が幸せに生活できるよう
	見守っています。
	~ 中 略 ~   記しておくことが
	本当にお世話になりました。ありがとう。
<del>13 E</del>	的现在是我的的现在是我的的话的的话,我们就是我们的话的话,我们就是我们的一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个



